平成 23 年 5 月 13 日

各　　位

会 社 名　ニ チ バ ン 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　堀田 直人
（コード番号 4218 東証、大証第 1 部）
問合せ先　取締役執行役員 管理本部長
酒井　寛規
（TEL. 03－5978－5601）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 107 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．　変更の理由

（１）　社外取締役および社外監査役として、幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、また、その期待する役割を十分に果たすことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関する規定を、変更案第 31 条(社外取締役との責任限定契約)および変更案第 41 条(社外監査役との責任限定契約)に新設するものであります。なお、第 31 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）　上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．　変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．　日　程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日　　平成 23 年 6 月 24 日（金）
(2) 定款変更の効力発生日　　平成 23 年 6 月 24 日（金）

以　上

（別　紙）

現行定款と変更案は次のとおりであります。

（下線＿＿は、変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第31 条～第39 条　（条文省略）	第32 条～第40 条　（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第40 条～第47 条　（条文省略）	第42 条～第49 条　（現行どおり）